

出雲市農業委員会（第2期）第21回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和4年(2022)4月25日(月) 午後1時26分から午後2時25分

2 場所 出雲市役所 3階 庁議室

3 出席委員(21名)

大梶 泰男	石飛 政樹	松本 尚幸	河原 基	岡田 征記
落合 光啓	佐野 芳夫	松井 幸男	岡 正	水 壯
渡部 靖司	上野 正夫	塩野 一男	板垣 房雄	今岡 充
持田 守夫	江角 昭夫	伊藤 美樹	青木 敏男	若槻 博美
遊木 龍治				

4 欠席委員(2名)

原 孝治 石飛 忠宏

5 提出議題

(1) 報告事項

報第67号 会長専決処分の報告

報第68号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第69号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2) 議案審議

議第137号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第138号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について

議第139号 農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第140号 農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第141号 非農地証明について

会長あいさつ

6 議事

会長が議長を務め、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。
署名委員に議席番号19番の持田守夫委員と21番伊藤美樹委員を指名する。

議長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。
報告事項、報第67号会長専決処分の報告、報第68号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第69号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを一括して報告します。

議長 報第67号会長専決処分について、報告いたします。
第20回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条2件、農地法第5条11件については、島根県農業会議第72回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、農地法第4条2件、農地法第5条11件を、常設審議委員会における決定日の4月11日付けで許可決定しております。以上、報告いたします。

議長 続いて、報第68号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

和泉主事 それでは、報第68号について、説明します。報告事項の1ページから4ページをご覧ください。

農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。

今月は受付番号1番から27番の27件の通知がありました。内訳としては農地法5条申請のためが2件、担い手による農地集積のためが3件、中間管理事業への移行が10件、売買のためが1件、農地法3条申請のためが2件、工事のためが1件、転用申請のためが1件、契約内容の変更が2件、貸人の都合が2件、中間管理特例事業により売買するためが3件となっています。

農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。

以上報告いたします。

議 長 続いて、報第69号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

和泉主事 それでは、報第69号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご説明いたします。

第21回総会報告事項の5ページから15ページをご覧ください。農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。

この届出の先月受付分は、受付番号1番から23番までの23件でした。権利の取得事由は、23件全てが「相続」によるものでした。市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。受付番号8番については、あっせん希望がありましたので、担当農業委員さんに相談をしています。

なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされております関係上、4月11日付けで通知を出しております。以上、報告といたします。

議 長 報告事項について、一括して報告をいたしました但、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 他に質問がないようですので、それでは、これより議案の審議を行います。
議第137号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。農業振興課河井係長から内容について、説明をお願いします。

河井係長 議第137号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会でのご判断をお願いいたします。

それでは、4月28日公告予定の集積計画の概要をご説明いたします。お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。

まず、賃借権の設定です。2ページ上の利用権設定合計の賃借権の行をご覧ください。設定合計は、147筆、166,855㎡、うち新規の設定が54筆、65,659㎡、再設定が93筆、101,196㎡です。この内

訳については2ページの別表①の総計欄の一番下、合計をご覧ください。相対分合計が、14筆、13,850㎡、中間管理事業分合計が、133筆、153,005㎡、うち中間管理事業一括方式分が5筆、16,161㎡となっております。

続きまして、使用貸借権の設定です。2ページの上の利用権設定合計の使用貸借権の行をご覧ください。設定合計は、173筆198,658.90㎡、うち新規の設定が52筆、54,876.64㎡、再設定が121筆、143,782.26㎡です。

この内訳については3ページの別表②の総計欄の一番下、合計をご覧ください。相対分合計が、33筆、33,117㎡、中間管理事業分合計が140筆、165,541.90㎡うち中間管理事業一括方式分が35筆37,777㎡となっております。

今月のすべての利用権設定の合計は、2ページ上の利用権設定合計の総計欄の一番下、合計をご覧ください。320筆、365,513.90㎡です。

その他詳細な設定内容は、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。

なお、今月は所有権の移転がございますので、ご説明いたします。38ページの「農用地利用集積計画 所有権移転」及び39ページの「所有権移転総括表」をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第5条第3項の規定により、県が指定する農地中間管理機構である「公益財団法人しまね農業振興公社」は、農地を出し手農家から買い入れ、中間保有した後、担い手である受け手農家へ売り渡します。

この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率的に促進されます。

今月の所有権移転の合計は、9筆、5,000㎡です。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者及び利用権の設定をうけた者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。

また、前回までの総会で決定いただきました、農地中間管理事業の集積計画につきまして、お配りしております「農地中間管理事業による農用地利用配分計画（案）」として公益財団法人しまね農業振興公社に提出いたしますのでご確認ください。説明は、以上でございます。

議長 説明のあった案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第137号につ

いて承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第137号について承認します。

議 長 続きまして、議第138号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

和泉主事 それでは、議第138号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、ご説明いたします。

第21回総会議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が9件ありました。個別の事案についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。受付番号1番と2番は譲受人が同じですのであわせて説明します。譲渡人は、いずれも規模縮小のため、近隣居住者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が水稻を栽培される計画です。

つづいて受付番号3番について説明します。譲渡人は、XXXXXXXXXXによる財産処分のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が牧草を栽培される計画です。

つづいて受付番号4番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、申請地近隣の社会福祉法人に譲渡するものです。所有権移転後は、当該社会福祉法人の保育園運営に際して園児のための農園利用で畑として野菜等を栽培される計画です。

つづいて受付番号5番と6番は譲受人が同じですのであわせて説明します。譲渡人は、県外在住による耕作不便、また、労力不足のため、近隣農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

つづいて受付番号7番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、以前から申請地を管理している隣接農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が隣接する自己所有地と一体的に水稻を栽培される計画です。

つづいて受付番号8番について説明します。譲渡人は労力不足のため、以前から申請地を管理している隣接農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が隣接する自己所有地と一体的に水稻を栽培される計画です。

つづいて受付番号9番について説明します。譲渡人は、労力不足のため、

孫である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が水稻を栽培される計画です。

以上、受付番号1番から9番については、4ページから5ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議 長 説明があった案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

持田委員 議席番号19番の持田です。4番の社会福祉法人の申請で下限面積要件について、農地法施行令第2条第2項第5号に該当するということですが、どういった考え方で該当になったのですか。

高橋副主任 農地を耕作目的で取得する場合、下限面積や従事日数などの要件がありますが、社会福祉事業や医療等の事業を行う目的で設立された法人については、要件が緩和される特例があるため、下限面積に関する条件や農地所有適格法人でなくても農地を取得できる特例を適用したものです。

持田委員 所得された農地を継続的に農地として使用される担保される条項とかがありますか。何年か後に調査をするとか。

高橋副主任 そういったことはしていません。

藤原局長 補足ですが、通常の農地には変わりありませんので、農地パトロールの対象になります。別なことに転用されていたり、荒れていたたりすれば指導することになります。

持田委員 わかりました。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第138号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第138号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、を承認いたします。

議 長 次に、議第139号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び

承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

後藤主事

それでは、議第139号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、ご説明いたします。

第21回総会議案の1ページをご覧ください。今月は、8件の申請がありました。議案書は6ページ、説明資料は1ページから3ページ、参考資料は1ページから14ページをご覧ください。議案書欄外左に丸印をつけている2件について、5月に開催予定の第74回常設審議委員会に諮問する予定です。

それでは、個別の案件について説明いたします。議案書6ページの受付番号2番です。説明資料は、1ページから3ページをご覧ください。転用場所は塩冶町です。

詳細な位置につきましては2ページの案内図でご確認ください。転用目的は貸駐車場です。面積については、転用面積・事業面積がともに2,259㎡です。申請地は、都市計画区域内の用途地域になります。農地区分は、第3種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号に規定する「用途地域」に該当します。

事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内に在住する個人です。この度、近隣に位置するが既存の施設を残したまま現在駐車場として利用している土地に新庁舎を建てる計画があり、駐車場が不足するため職員用の駐車場を確保するために申請地を整備し職員用の駐車場として貸し出しを行う計画です。今回転用を行う申請地及び申請地の南側にある既存駐車場の合計120台分について貸し出しを行う旨両者の合意があることを覚書にて確認をしております。資金計画につきましては、所要資金額1,500万円で、これに対する資金調達については全額自己資金の計画で証明書を確認しています。

なお、この他に事後追認の案件が6件あります。受付番号1番の案件は、平成16年頃から宅地として利用してきたものです。受付番号3番の案件は、少なくとも昭和30年代から宅地として利用してきたものです。受付番号4番の案件は、昭和59年頃から一部を宅地として利用してきたものです。平成16年に今回申請地について農用地区域からの除外決定がされていましたが、転用許可の申請を行っておらず今回追認で申請を行うものです。受付番号6番の案件は、40年以上前から宅地として利用してきたものです。受付番号7番の案件は、30年以上前から宅地として利用してきたものです。受

付番号8番の案件は、昭和44年頃から作業場として利用してきたものです。

いずれの申請も事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。

以上、受付番号1番から8番については、いずれも農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 説明のあった案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第139号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第139号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

議 長 次に、議第140号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

吉川主任 第21回総会議案書は7ページから11ページ、説明資料は4ページから24ページ、参考資料は15ページから36ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が12件、賃貸借権の設定は5件、使用貸借権の設定が1件の合計18件の申請がありました。議案書欄外左に丸印をつけている3件について、5月に開催予定の第74回常設審議委員会に諮問する予定です。

それでは、個別の案件についてご説明いたします。

議案書8ページの受付番号6番です。説明資料は4ページから6ページをご覧ください。本案件は、権利の種類等の関係で複数の申請が出されており、受付番号16番と一体的な計画になりますので、議案書10ページ、参考資料31ページから32ページをあわせてご覧ください。転用場所は灘分町です。案内図は5ページです。 [REDACTED]

[REDACTED] 田6筆、畑3筆です。転用目的は、工場敷地拡張です。面積は転用面積が4,073㎡で、受付番号16番の転用面積が1,780㎡の合計所要面積は5,853㎡です。都市計画区域区分は、用途地域の準工業地域及び第1種中高層住居専用地域です。農地区分は、第3種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の「用途地域」に該当しま

す。権利の種類は、所有権の移転です。受付番号16番は、賃貸借権の設定です。事業計画についてご説明いたします。事業者は、県外に本社がある機械部品製造業を営む法人です。この度、事業規模拡大のため、既存工場敷地の南側に隣接した申請地を取得して工場を建設する計画です。受付番号16番は、事務所及び駐車場の計画です。資金計画については、所要資金額4億6,960万円、受付番号16番は、4,160万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

つづいて、議案書8ページの受付番号7番です。説明資料は7ページから9ページをご覧ください。転用場所は国富町です。案内図は8ページです。

田1筆です。転用目的は、学校用地です。面積は転用面積・所要面積ともに4,130㎡です。農地区分は、第1種農地です。土地利用計画との調整は、令和3年12月の第17回総会で審議済みです。許可該当条項は、農地法施行規則第37条第1号の「収用法該当事業」に該当します。権利の種類は、所有権の移転です。事業計画についてご説明いたします。事業者は、出雲市であり、市の学校再編による国富、西田、鰐淵及び北浜の4小学校統合校の建設に伴い、小学校敷地に隣接した申請地を取得して児童のためのスクールバス・タクシー乗降所の整備を行う計画です。用地買収に係る手続き上、所有権移転後に分筆を実施する必要があるため、分筆前の地番で申請されています。分筆に係る地積測量図を確認しており、所有権移転後は、測量図に基づき速やかに分筆を実施されます。資金計画については、所要資金額9,668万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

つづいて、議案書9ページの受付番号10番です。説明資料は10ページから12ページをご覧ください。受付番号9番と一体的な計画になりますので、議案書8ページ、参考資料27ページから28ページをあわせてご覧ください。転用場所は斐川町上庄原です。案内図は11ページです。

畑1筆です。転用目的は、宅地分譲です。面積は転用面積・所要面積ともに2,406㎡です。都市計画区域区分は、用途地域の第1種住居地域です。農地区分は、第3種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。権利の種類は、所有権の移転です。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で宅建業等を営む法人です。この度、用途地域内で利便性の高い地域にある申請地を取得し、9区画の宅地分譲を行う予定です。受付番号9番は、宅地分譲のための道路です。資金計画については、所要資金額2,913万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

つづいて、議案書9ページの受付番号11番です。説明資料は13ページから15ページをご覧ください。転用場所は、斐川町上直江です。案内図は14ページです。[REDACTED]

[REDACTED]田7筆です。転用目的は、宅地分譲です。面積は転用面積・所要面積ともに2,848㎡です。都市計画区域区分は、用途地域の第1種住居地域です。農地区分は、第3種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第4.4条第3号の「用途地域」に該当します。権利の種類は、所有権の移転です。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で宅建業等を営む個人です。この度、用途地域内で利便性の高い地域にある申請地を取得し、11区画の宅地分譲を行う予定です。資金計画については、所要資金額4,700万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

つづいて、議案書10ページの受付番号13番です。説明資料は16ページから18ページをご覧ください。転用場所は浜町です。案内図は17ページです。[REDACTED]

[REDACTED]田1筆です。転用目的は、木材倉庫敷地です。面積は転用面積・所要面積ともに1,573㎡です。都市計画区域区分は、その他の地域です。農地区分は、第2種農地です。土地利用計画との調整は、令和3年12月の第17回総会で審議済みです。許可該当条項は、法第5条第2項第2号の農業公共投資が行われていない小さい集団の農地「非改良」に該当します。権利の種類は、賃貸借権の設定です。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で建築工事業を営む法人です。この度、事業規模拡大のため、申請地を賃借して木材倉庫を建設する予定です。資金計画については、所要資金額2,500万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

つづいて、議案書10ページの受付番号14番です。説明資料は19ページから21ページをご覧ください。転用場所は姫原1丁目です。案内図は、20ページです。[REDACTED]

[REDACTED]田1筆です。転用目的は、現場事務所及び駐車場です。面積は転用面積・所要面積ともに517㎡です。都市計画区域区分は、用途地域の第1種住居地域です。農地区分は、第3種農地です。許可該当条項は、令第11条第1項第1号の「一時転用」に該当します。権利の種類は、賃貸借権の設定です。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で建設業を営む法人です。この度、近隣にある集合住宅の改修工事のため、申請地を賃借して現場事務所及び駐車場等を確保する予定です。資金計画については、所要資金額70万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計

画であり、証明を確認しています。

つづいて、議案書10ページの受付番号15番です。説明資料は22ページから24ページをご覧ください。転用場所は荒茅町です。案内図は23ページです。

畑1筆です。転用目的は、駐車場です。面積は転用面積・所要面積ともに914㎡です。農地区分は、農用地区域内農地です。許可該当条項は、令第11条第1項第1号の「一時転用」に該当します。権利の種類は、賃貸借権の設定です。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で上下水道施設の維持管理やごみ収集業等を営む法人です。この度、新型コロナウイルス感染症対策として、業務で会社に人や車両が滞留しないよう作業スペースを広げるため、申請地を賃借して従業員用の駐車場を確保する計画です。この案件については、令和2年8月25日及び令和3年5月25日に同様に一時転用で許可しており、今回は工期延長に伴う申請です。資金計画については、所要資金額30万円で、これに対する資金調達は全額自己資金の計画であり、証明を確認しています。

その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認いただきますようお願いいたします。

以上、受付番号1番から18番については、いずれも農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

水委員 議席番号11番の水です。説明資料の5ページ、6ページ及び参考資料の31ページ、32ページは同じ場所ですが、色が塗ってある場所が対象箇所であり、分かりにくいと思います。

吉川主任 分かりにくくて申し訳ありません。今後、気をつけます。

議 長 ご質問、ご意見はないものようですので、議第140号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第140号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

議 長 次に、議第141号非農地証明についてを議題といたします。事務局から

内容について、説明をお願いします。

高木行政専門員 それでは、議第141号非農地証明について、ご説明いたします。

議案書の12ページ及び説明資料25ページから30ページをご覧ください。今月は3件の申請がありました。

受付番号1番について説明いたします。申請地については議案12ページに載せております。また説明資料の25ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料26ページの現況写真をご確認ください。申請地は山の上にある山林に囲まれた日当たりの悪い農地で、50年以上耕作されず山林の状態となっています。現地確認は4月12日に河原農業委員、奥推進委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情「耕作不適な土地であること」によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。

受付番号2番について説明いたします。申請地については議案12ページに載せております。また説明資料の27ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料28ページの現況写真をご確認ください。申請地は50年前から耕作されず、山林の状態になっています。現地確認は4月14日に落合農業委員、長崎推進委員、角推進委員、多久和推進委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。

受付番号3番について説明いたします。申請地については議案12ページに載せております。また説明資料の29ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料30ページの現況写真をご確認ください。申請地は傾斜地であり耕作道も整備されず山林に囲まれた農地であり、50年以上前から耕作されず、山林の状態となっています。現地確認は4月15日に板垣農業委員、山本推進委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情によって長期間耕作

放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。説明は以上です。

議 長 河原委員さん、補足はございますか。

河原委員 議席番号5番の河原です。15、16年前から該当地付近で受託作業を行ってきましたが、この土地が田だとは思いませんでした。現地確認したところ、山で上がってみられないような場所でした。以上です。

議 長 落合委員さん、補足はございますか。

落合委員 議席番号7番の落合です。事務局から説明があったとおり、先般申請地を現地確認しましたが、雨が降っていたこともあります。現地に行くのが難しく、写真等で確認して、この辺りだろうということでした。以上です。

議 長 板垣委員さん、補足はございますか。

板垣委員 議席番号17番の板垣です。事務局から説明があったとおりです。丁寧に説明していただいておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 担当農業委員及び事務局から説明がございましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第141号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第141号を承認いたします。

議 長 予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後2時25分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

藤原事務局長、山田次長、吉川主任、高橋副主任、後藤主事、和泉主事、

高木行政専門員

農業振興課

農地利用調整係 河井係長

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員
